

消費者被害注意報

No. 111

「無料で屋根を点検します!」などと 業者が**突然訪問**してきたら**要注意!**



近所で家の屋根を工事している〇〇会社です。
無料でお近くの家の点検も実施しています。
よろしければ、お宅の屋根も点検しましょうか。

点検した結果、瓦が浮いていました。
修理しないと強風で瓦が飛んでしまい、
ご近所さんに迷惑をかけることになります。

今日ご契約なら3割引きで修理します。
火災保険も適用できますし、申請の代行も行います。

悪質業者の狙いはこれだ!!

- ・点検時に、わざと瓦を浮かせて、修理が必要な状況を作る。
- ・不安、安心、お得感を与えれば、騙して契約できる。

消費者トラブル防止のために



- 無料でも訪問業者に安易に点検させないようにしましょう。
- 訪問業者の話をうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう。
- 契約前に複数の業者から見積りを取り、十分に比較検討しましょう。
- 保険金の活用を促されても、本当に保険適用できるケースなのか保険会社にご自身で直接確認しましょう。申請手続きもご自身で行いましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。困ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く